

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		ふぐ処理施設の認定の取消し等	
根拠条例・規則等名		埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例	
条 項		第 1 5 条	
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 食品衛生課 (電話：048-840-2226 )	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	「食品衛生に関する営業等の許可等の取扱要領」に定められた基準による。	
	設定等年月日	年 月 日設定	年 月 日最終改正
備 考			